

全世代を対象とした家事・育児シェア推進事業委託業務仕様書

1 業務名

全世代を対象とした家事・育児シェア推進事業

2 業務の目的

県では、無意識の思い込みや固定的な性別役割分担意識により、女性に負担が偏っている家事・育児の現状に対し、若年層が育休取得や家事・育児参画に自発的・前向きに取り組むことができるよう、若年層をサポートする立場の親、上司世代も含めた社会全体の意識変容を促すことで、女性活躍や仕事と家庭の両立支援の推進、ひいては、少子化対策に貢献することを目指している。

家事・育児シェアの推進にあたっては、家庭内のみならず、企業・事業所内の働き方改革の推進や意識変容が鍵を握っていることから、本事業では、男性育休取得者等が家事・育児スキルの向上や子どもとのコミュニケーションを深めることができる交流会を開催するほか、世代別の課題を整理し、それぞれの課題にアプローチするコンテンツを含めた家事・育児シェアに関する啓発イベントを開催するとともに、企業・事業所の意識変容を促すための啓発媒体の作成・配布や、既存の特設サイト等での情報発信を行うものとする。

3 委託期間

委託期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 委託上限額

19,125,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 事業内容

(1) 家事・育児スキルアップ支援事業

① 交流会の企画及び運営

ア 内容

参加者の家事や育児に関するスキルの向上が期待できる講習会や、家事・育児についての悩みを共有し、男女がともに有している家事・育児に対する無意識の思い込みの解消やパートナー間のマインドセットの重要性に気づき、自身の家事・育児への取組を見直すきっかけとなるような座談会等、交流会イベントの企画及び運営の一切の業務

イ 対象

育休取得中の男性（取得予定又は検討している者を含む。）、家事・育児シェアに興味のある個人、ひめボス宣言事業所の社員等

ウ 講師等の選任

効果的に業務を実施するため、講師は家事・育児の専門家等、豊富な知見を有する者を選定し、発注者とあらかじめ協議の上、決定すること。

講師等の謝金はイベントの規模や内容に応じた適切な金額とし、円滑な進行のため必要に応じ司会を配置すること。

エ 実施回数

東・中予地域で各2回、南予地域で1回、計5回以上実施すること。

オ 参加者の確保及び広報

参加者は交流会等1回あたり10名から15名程度の確保に努め、各種媒体を活用した効果的な広報に関する提案を行うこと。

カ 効果検証

交流会実施後に、参加者に対して満足度、意識変容等に関するアンケートを実施すること。なお、アンケートの具体的な内容については、発注者とあらかじめ協議の上、決定すること。また、受託者は、アンケート集計結果や交流会ごとの申込み・参加状況等を取りまとめ、発注者へ報告すること。

キ その他

参加者から託児の希望があった場合は、会場の設備等の都合上やむを得ない場合を除き、応じることができるよう配慮すること。

② 特設サイト等での情報発信及び運用・保守

ア 業務内容

特設サイトによる情報発信は、特設サイトを開設・公開するためのシステム、CMSの維持管理、デザインの作成、ページ構成、運用マニュアルの作成・更新、当該システムの保守・管理・運用までを含めた情報発信業務全般とする。

イ 企画提案

- ・ジェンダーギャップ解消に資するもので、統一的なデザインとすること。また、操作にも一貫性を持たせ、ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮し、誰もが見やすく、使いやすいページとすること。
- ・本業務に係るイベントや交流会の開催告知のほか、開催結果などの情報は当該イベント実施後なるべく速やかに発信すること。
- ・世代別の課題にアプローチした内容のコラムやQ&Aを掲載するなど、幅広い世代を対象とした家事・育児シェアの意識啓発や、家事代行サービス等の活用に対する理解促進に資するサイトの運用を図る提案を行うこと。
- ・なお、既存の特設サイトとSNSを活用することも可能とするが、双方向に閲覧者の流入が見込めるなど、より広く周知が図れる提案内容を追加すること。

ウ システム・ハード・動作環境の要件

- ・ドメインについては、発注者と協議のうえ、独自ドメイン（汎用型jpドメイン）を取得すること。
- ・システムはクラウド上に構築すること。また、利用するクラウドサービスは、以下の要件を満たすものであること。

項目		内容	基準値
可用性	稼働時間	ホームページが正常に動作する状態の時間	24時間 365日
	稼働率	(1か月の稼働予定時間—当該期間の停止時間)÷1か月の稼働予定時間×100 ※計画停止は停止時間に含めません。	98%以上
障害復旧	対応完了時間	システム等の障害発生から安全復旧するまでの時間。	3日以内

エ その他留意点

- ・不測のシステム障害等に速やかに対処・復旧できる体制を構築すること。
- ・予想されるアクセス集中に対して、十分に対応できるサーバ機器、通信帯域を確保すること。
- ・ネットワーク機器を使用し、不要な通信を遮断かつ適切にフィルタリングすること。
- ・サーバやネットワーク機器のログを取得・保管すること。
- ・OSやサーバソフトウェア等の脆弱性が発見された場合は、速やかに対応すること。
- ・ウェブアプリケーションのログを取得・保管すること。
- ・管理・運用における様々なセキュリティインシデント（コンテンツ改ざん、不正アクセス、ウイルス感染、機密情報漏洩等）に対して、適正に対応し、安全性及び信頼性を確保すること。

オ 対応ブラウザ

Microsoft Edge最新版、Google Chrome最新版、Firefox最新版、Safari最新版で閲覧したときにレイアウトやデザインに崩れなどが生じないものであること。

カ SEOへの配慮

一般的なディスクリプションとキーワードの設定を施し、検索した際に本ホームページへ容易にたどりつけるようにすること。

キ 音声読上げ機能等の付与

文字サイズや色調等視覚障がい者に配慮したものとし、音声読上げ対応も施すこと。

ク アクセシビリティ対策

公開するコンテンツは、Webアクセシビリティを考慮した日本産業規格(JIS)「JIS X8341-3」又はこれに準じた規格とすること。

ケ 運用マニュアルの作成と更新

サイト運用及びCMS操作マニュアルを作成するとともに、必要に応じ更新を行うこと。

コ 特設サイトの運用・保守

- ・問合わせ対応
特設サイトに設置する質問フォーム、電話又はメールによる受付を行い、電話、メール、訪問又はホームページに掲載する等により速やかな回答に努めること。
- ・運用に関する支援・トラブル
電話、メール、訪問等により速やかなサポート及び対応を実施すること。
- ・欠陥対応
プログラム上の欠陥が発見された場合、速やかに修正対応すること。
- ・障害対応・セキュリティ対策
不具合・障害が発生した場合や、システム、ハード、ネットワーク全般において、脆弱性が発見された場合は、発注者に直ちに連絡し、速やかに対応すること。

③ SNS 及び WEB サイトを活用した情報発信

ア 発信内容

男性の家事・育児参画に向けた機運を醸成するため、SNS や WEB サイトを活用し、本事業に関するイベントの開催情報のほか、交流会等の実施結果や交流会等の内容を踏まえた家事・育児のスキル向上、家事・育児において役立つ情報等を発信すること。なお、SNS 及び WEB サイトは、愛媛県職員にも管理できる仕様とし、CMS の構築、デザインの作成、ページ構成、当該システムの操作教育、保守・管理・運用までを委託金額に含めること。

イ リスクマネジメント

アカウント乗っ取り防止対策を講じ、いわゆる炎上や荒らし行為対策を講じること。

ウ その他留意点

- ・不測のシステム障害等に速やかに対処・復旧できる体制を構築すること。
- ・管理・運用における様々なセキュリティインシデント（コンテンツ改ざん、不正アクセス、ウイルス感染、機密情報漏洩等）に対して、適正に対応し、安全性及び信頼性を確保すること。

(2) 家事シェア推進キャンペーン：啓発媒体の作成・配布（配信）業務

ア 業務内容

若い世代の多くが理想とする「共働き・共育て」や「家事・育児は思いやりのラリー」といった家事・育児シェアの意識を幅広い世代や社会全体に醸成するため、企業や団体、県民の目にとまるようなインパクトあるデザインとメッセージ性のある意識啓発媒体の作成及び配送（配信）に係る一切の業務。

イ 啓発媒体の仕様及び広報等

- ・作成する啓発媒体は、A1 サイズのポスターを必須とし、その他、社会全体に周知する上で効果的な啓発媒体と周知方法を追加で提案すること。
- ・ポスター等の啓発媒体には、企業や団体、県民に広く周知を図るために効果的な出演者を起用することとし、発注者とあらかじめ協議の上、決定すること。
- ・生成 AI で作成した動画及び画像、音源は使用しないこと。
- ・ポスターの作成部数は、1,500 部とする。
- ・ポスターの配送費、その他媒体での配信費等広報に係る経費も委託金額の見積もりに含めること。
- ・県が作成したことが分かるようにすること。
- ・その他の啓発媒体として SNS 広告を提案する場合は、別記 1 「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。

ウ 啓発媒体による広報の時期

- ・作成したポスターの配布及びその他の提案による啓発媒体での広報の開始時期は、発注者とあらかじめ協議の上、決定すること。

(3) 家事シェアライフ創出事業：理解促進イベントの企画・実施

ア 内容

若い世帯の家事シェアや育休取得をサポートするため、親、上司世代も含めた幅広い層に家事シェアや家事代行サービス等の活用に関する認知度向上や理解促

進を図るためのイベントの開催に係る企画及び運営の一切の業務。

イ 開催時期・場所

子育て世帯だけでなく、その親世代などの幅広い世代の参加が見込みやすく、当日立ち寄りも多く見込むことが可能な時期・会場とし、商業施設などのほか、多くの来場者が見込まれる行事等と併せて実施することも可とする。

ウ 出演者等の選任

本業務の主旨に合った出演者等を選定し、発注者とあらかじめ協議の上、決定すること。

出演者等の謝金はイベントの規模や内容に応じた適切な金額とし、円滑な進行のため必要に応じ司会を配置すること。

オ 実施回数

原則として県内全域（東・中・南予で各1回）で計3回実施すること。

なお、開催にあたっては地域の実情に応じて規模感を考慮すること。

カ 参加者の確保及び広報

参加者は100～150名程度の確保に努め、各種媒体を活用した効果的な広報を行うこと。

キ 効果検証

参加者に対して満足度、意識変容等に関するアンケートを実施すること。なお、アンケートの具体的な内容については、発注者とあらかじめ協議の上、決定する。また、受託者は、アンケート集計結果等を取りまとめ、発注者へ報告すること。

ク その他

イベント内で、仕事と家事・育児等の実態や若年層の意識の変化に関するデータや家事代行サービス等の紹介、世代別の課題にアプローチするコンテンツの工夫を行うなど、幅広い層への意識変容を促す内容とすること。

6 KPI 及び定量的成果目標

KPI(重要業績成果指標)及び定量的成果目標を意識して効果的な業務の実施に努め、指標等の達成を目指すこと。

【KPI（重要業績成果指標）】

- (1) 家事・育児スキルアップ支援事業
 - ・交流会参加組数 60組以上（年5回以上）
- (2) 家事シェア推進キャンペーン：啓発媒体作成
 - ・配布企業数 1,000社以上
- (3) 家事シェアライフ創出事業：理解促進イベントの企画・実施
 - ・イベント参加者数 300人以上（年3回）

【定量的成果目標】

- ・家事・育児シェアに積極的に参加した参加者の割合（子育て世帯）90%以上

7 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。なお、本業務の趣旨に合致するものであって、本業務の目的達成に資するものと県が認める場合においては、委託上限額の範囲内に

において、県と受託者と協議の上、本業務仕様書を定めることとする。

- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

8 業務実施体制

- (1) 受託者は、本業務を円滑に行うため、本業務の実施責任者及び実施責任者に準ずる者をあらかじめ1名ずつ選任し、発注者へ報告すること。
なお、実施責任者及び実施責任者に準ずる者に変更がある場合は、あらかじめ発注者の承諾を得ることとし、業務状況について定期的に報告すること。
- (2) 発注者からの緊急を要する対応に、実施責任者が対応することができない場合は、実施責任者に準ずる者が対応できるよう、緊急時の管理体制を整えておくこと。
- (3) 発注者は、業務担当者について、業務の実施に著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、理由を明示して変更を求めることができる。

9 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、県が業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、委託業務の一部を委託することができる。
- (2) 本事業の一部を第三者に委託し、または請け負わせる場合は、委託契約書に基づき、あらかじめ発注者に対し、再委託先ごとの業務内容、再委託先の名称、代表者氏名、業務実施体制、責任者及びその他必要な事項を書面により報告し、承諾を得なければならない（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理など簡易な業務を再委託する場合を除く。）。ただし、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分や受託者が本契約にかかる事務又は委託事業の全部を一括して委託することはできない。
- (3) 受託者は、業務を再委託及び再々委託等（以下、「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等をした第三者との契約関係及び再委託する内容を明確にしておくとともに、当該第三者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- (4) 受託者は、業務を第三者に再委託等した場合は、当該第三者に対して、本仕様書及び契約書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、発注者に対して当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

10 成果物

- (1) 受託者は、次の成果物を愛媛県へ提出すること。
 - ・事業報告、アンケート実施報告書：紙媒体1部、電子媒体1部

- ・業務で作成した各種広告物：紙媒体 1 部、電子媒体 1 部
- (2) 受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、愛媛県に帰属する。
- (3) 受託者は、自らの責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補正その他処置を執るものとする。

11 その他留意事項

(1) 善管注意義務

事業実施に当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。

(2) 関係法令の遵守

受託者は関係法令等を遵守し、準備作業、運営管理に伴い生じる義務（安全確保義務を含む。）及び責任はすべて受託者の負担において措置すること。

(3) 特許権等

本事業を行うにあたり、特許権、著作権、肖像権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、「特許権」という。）に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の特許権等についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金を含むこととする。発注者又は受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応すること。

(4) 著作権等

ア 本事業により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利をいう。）については、発注者に帰属するものとし、本事業により受託者が得られる成果物の著作者人格権（著作権法第18条から20条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。）について、受託者は将来にわたり行使しないこと。

イ 受託者は、発注者が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾するものとする。

ウ 発注者が成果物を使用するに当たって、受託者を表示することを要しないものとする。

エ 受託者は、本業務の実施に当たり、図画その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を発注者が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。

オ 前項において発注者が著作物を使用することができる期間は無期限とする。ただし、やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に発注者の承諾を得るものとする。

カ 受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないこと。

(5) 個人情報の保護

本事業の実施に際して知り得た個人情報については、別記2「個人情報取扱特記

事項」を順守し、個人情報漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(6) 秘密の保持

受託者及び本事業に関わるものは、本業務に関して知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(7) 書類の保存

受託者は、委託料の支出について会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の支出額を記載し、委託料の用途を明らかにしておかなければならない。また、当該支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、保管しなければならない。

(8) 損害賠償

受託者は、本事業の遂行にあたり自己の責に帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

また、受託者の行為により第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責を負うものとする。

(9) 委託料の返還等

ア 本事業以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託料を受けた場合は、委託料の全部又は一部を返還させる。

イ 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき又は委託業務を完了する見込みがないと発注者が認めるとき、委託契約を解除し、委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料を返還させ、又は損害賠償等を求めることがある。

(10) その他

本仕様書に定めのない事項その他本事業を遂行するにあたり調整や疑義が生じた場合は、その都度、提案書等に基づき、受託者と発注者が協議して定めるものとする。なお、協議により決定しない場合は、発注者の指示によるものとする。

デジタルプロモーション実施時における留意事項

愛媛県デジタルマーケティングガイドラインに基づき、下記の点に留意して実施すること。

1 Google アナリティクス及びGoogle タグマネージャ管理に関する業務

- (1) 本事業の PDCA サイクルの確立やオーディエンスリストの蓄積のため、各種計測タグ、リターゲティングなど、事業に関わるタグを設定すること。

2 種類の Google アナリティクス横断アカウント(愛媛県庁の複数ウェブサイトに対する横断的な計測)及び縦断アカウント(本事業に用いるウェブサイトのみの計測)のトラッキングコード、Google アナリティクスイベントトラッキング・目標設定用のタグ、受託者の Google 広告アカウントで発行する Google 広告リマーケティングタグ、コンバージョントラッキング、コンバージョンリンカー、愛媛県公式の Meta ビジネスマネージャで発行する Meta ピクセル、その他サードパーティタグ等

- (2) 上記の各種タグについては、愛媛県及び「えひめスクラムプロジェクト」の管理運営業務の受託者と協議の上、愛媛県公式の Google タグマネージャ上に別途発行するコンテナを活用して、設定を行うこと。
- (3) 事業の目的を定義するため、愛媛県及び「えひめスクラムプロジェクト」の管理運営業務の受託者と協議の上、ウェブサイトの目標を縦断 Google アナリティクス上で設定すること。
- (4) 「えひめスクラムプロジェクト」の管理運営業務の受託者と協議の上、事業におけるタグ活用が確実に行われるよう、愛媛県公式の Google タグマネージャ上でのタグ・トリガーアクションの設定、タグの発火テストを実施すること。
- (5) アプリを利用する場合、アプリの利用状況や広告経由のインストール数について、Google タグマネージャ及び Firebase 向け Google アナリティクスを用いて、目的の達成度合いを効果検証すること。

2 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 広告価値毀損の課題「アドフラウド」「ブランドセーフティ」「ビューアビリティ」について、愛媛県の信用失墜やブランド毀損となる場所への広告掲載は避けるための設定を行う、アドベリフィケーションツールを採用するなど、可能な限り愛媛県に対する透明性を確保の上、確実な対策を行うこと。
- (2) 愛媛県が示す事業目的に応じて CPM 課金、CPC 課金やその他の課金方式を選択して提案可能とする。広告媒体のうち、バナー広告等の CPM 課金型(インプレッション単価制)ディスプレイ広告を実施する場合には、vCPM 課金型(viewable インプレッション単価制)が可能であれば優先的に採用すること。その採用が困難な場合や、広告配信の目的に応じて、クリック単価制、コンバージョン最大化の自動入札を用いるほうが効果的な場合には、愛媛県に説明・協議の上、方式を決定すること。
- (3) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積

もること。

- (4) 縦断 Google アナリティクスで広告効果を取得するため、愛媛県が別途指定するルールに基づき、各広告媒体タグのパラメータを設定し、訪問者データを蓄積すること。
- (5) 広告媒体から着地するウェブサイトを経た目標完了等までを一体のユーザー導線として捉え、その総合的な動向や結果をもたらした要因や将来に向かった改善策を最終レポートとして必ず記載すること。
- (6) (1) に記載の対策を行っても、広告媒体から不正なクリックや広告表示が発生して返金が発生する場合がある。その際に返金分の取り扱いについては、愛媛県と協議の上取り決めを行うこと。

3 Meta (Facebook、Instagram) 広告を利用する場合

- (1) 愛媛県公式の Meta ビジネスマネージャと愛媛県が別途指定する Facebook ページ、Instagram アカウントや受託者の広告アカウントを紐付けること。
- (2) Meta 広告を展開する場合は、愛媛県に対して「広告アカウントの管理」の権限を付与すること。なお、受託者の Meta 広告アカウントとのリンク後、愛媛県は支払及び配信設定に関する操作は実施せず、愛媛県公式の Meta ビジネスマネージャ以外への接続も行わない。
- (3) Meta ピクセルの取扱いについては、「1」の記載のとおりとする。なお、事業目的に応じて最適なイベントピクセルの提案や、カスタムオーディエンスを設定すること。
- (4) Meta が提供する無料調査（「リフトテスト」等）が利用できる場合には、愛媛県とその調査項目等を協議の上、必ず調査を実施すること。
- (5) サイト訪問後の行動を目的とする事業の場合、目的を達成した地点をコンバージョンとしてイベント測定を行い、広告配信の最適化対象をコンバージョンと設定し、最適な広告運用に務めること。

4 Google 広告を利用する場合

- (1) 本事業専用に広告アカウント新規開設すること。
- (2) Google 広告を運用する場合には、愛媛県公式の MCC（マイククライアントセンター）アカウントと受託者の Google 広告アカウントをリンクすること。なお、受託者の Google 広告アカウントへのリンク後、愛媛県は支払及び配信設定に関する操作は実施せず、愛媛県公式の MCC 以外への接続も行わない。
- (3) 受託者の広告アカウントと縦断 Google アナリティクスを連携すること。受託者の Google 広告アカウント及び縦断 Google アナリティクスアカウントそれぞれで、効果的と考えられるリマーケティングタグ、リマーケティングリストを設定し、共有すること。
- (4) リマーケティングタグの取扱いについては、「1」の記載のとおりとする。
- (5) Google が提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、愛媛県とその調査項目等を協議の上、必ず調査を実施すること。
- (6) サイト訪問後の行動を目的とする事業の場合、目的を達成した地点をコンバージョンとして測定を行い、広告配信の最適化対象をコンバージョンと設定し、最適な広

告運用に務めること。

5 Yahoo! 広告を利用する場合

- (1) 本事業専用に広告アカウント新規開設すること。
- (2) Yahoo! 広告を運用する場合には、愛媛県公式の MCC (マイククライアントセンター) アカウントと受託者の Yahoo! 広告アカウントをリンクすること。なお、受託者の Yahoo! 広告アカウントへのリンク後、愛媛県は支払及び配信設定に関する操作は実施せず、愛媛県公式の MCC 以外への接続も行わない。
- (3) 受託者の Yahoo! 広告アカウントで、効果的と考えられるリマーケティングタグ、ターゲティングリストを設定し、共有すること。
- (4) リマーケティングタグの取扱いについては、「1」の記載のとおりとする。
- (5) サイト訪問後の行動を目的とする事業の場合、目的を達成した地点をコンバージョンとして測定を行い、広告配信の最適化対象をコンバージョンと設定し、最適な広告運用に務めること。

6 その他広告媒体を利用する場合

- (1) Meta 広告又は Google 広告、Yahoo! 広告以外の広告媒体を活用する場合においても、原則として両媒体と同様の対応を行うこと。
- (2) 広告の閲覧権の付与について愛媛県がやむを得ないと認めるに足る事情があると考えられる場合には、愛媛県と協議の上、代替案を決定すること。
- (3) 各媒体などとタイアップ企画コンテンツを制作する場合は、同コンテンツ内に愛媛県が指定するリターゲティング用のタグを設定し、訪問者データを蓄積するよう務めること。

7 動画制作・動画広告を実施する場合

愛媛県が今後中期的なデジタルプロモーションを行うことを念頭に、動画視聴者のアクセス情報を蓄積すること（動画視聴者リマーケティングリスト作成等）。

8 7において YouTube を利用する場合

- (1) 作成した動画は愛媛県が運営する YouTube チャンネルへ掲載を行うこと。
- (2) YouTube チャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行い、効果的な SEO 対策を行うこと。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を利用するために、YouTube チャンネルと受託者の Google 広告アカウントをリンクさせること。

9 その他

- (1) 欧州経済領域 (EEA) 域内から域外へ個人データの移転を行う場合は、EU 一般データ保護規則 (GDPR : General Data Protection Regulation) コンプライスへの対応を受託者において検討の上、対策を行うこと。
- (2) 各種アカウント作成及び設定時には、内容について愛媛県の承認を得ること。また、当該アカウントについては、事業完了後に一切の権利を愛媛県に譲渡すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。